

○財務省告示第百九十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十三年五月十三日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十三年六月九日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の
利付国庫債券（二十年）（第九十 三回、第百回、第百九回、第百 十八回、第百十九回、第百二十 回及び第百二十一回）及び利付 国庫債券（三十年）（第六回、第 七回、第八回、第九回、第十回、 第十一回、第十三回、第十六回、 第十七回、第十八回、第十九回、 第二十回、第二十二回、第二十 三回、第二十八回、第三十回及 び第三十三回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行のうち利回り格差の小 各申込みのうち		

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
（利付） （第三十七回） （二十年） （国庫債券）	二・三%	平成五年四月二十四日	二百五億円
（利付） （第三十六回） （二十年） （国庫債券）	二・四%	平成十年四月十三日	三百二十五億円
（利付） （第二十二回） （二十年） （国庫債券）	一・九%	平成九年四月二十二日	二百三十四億円
（利付） （第二十二回） （二十年） （国庫債券）	一・六%	平成六年四月二十二日	四十一億円
（利付） （第二十九回） （二十年） （国庫債券）	一・八%	平成六年四月二十二日	二億円
（利付） （第二十八回） （二十年） （国庫債券）	二・〇%	平成六年四月二十二日	八十七億円
（利付） （第二十九回） （二十年） （国庫債券）	一・九%	平成三年四月二十一日	三十一億円
（利付） （第二十九回） （二十年） （国庫債券）	二・二%	平成三年四月二十一日	三十一億円
（利付） （第二十三回） （二十年） （国庫債券）	二・〇%	平成三年三月二十九日	三億円

（別表）

十八 元利取り支 利回りとする。
 十九 払場所 日本銀行
 入札参加 財務大臣から通知を受けた者
 二十 払込期日 平成二十三年五月十三日

（利付第三十回） （二十年庫券）	（利付第三十回） （二十年庫券）	（利付第三十回） （二十年庫券）	（利付第三十回） （二十年庫券）	（利付第三十回） （二十年庫券）	（利付第三十回） （二十年庫券）	（利付第三十回） （二十年庫券）	（利付第三十回） （二十年庫券）	（利付第三十回） （二十年庫券）	（利付第三十回） （二十年庫券）	（利付第三十回） （二十年庫券）	（利付第三十回） （二十年庫券）	（利付第三十回） （二十年庫券）
二・五%	二・五%	二・五%	二・五%	二・三%	二・三%	二・四%	二・五%	二・〇%	一・七%	一・一%	一・四%	一・八%
平成二十五年十月三日	平成二十六年四月二十八日	平成二十七年四月二十八日	平成二十八年四月二十七日	平成二十九年四月二十七日	平成三十年四月二十七日	平成三十二年四月二十六日	平成三十四年四月二十六日	平成三十六年四月二十五日	平成三十八年四月二十五日	平成四十年四月二十五日	平成四十二年四月二十四日	平成四十四年四月二十四日
六百十億円	五十億円	九億円	百億円	二百四十九億円	三百八十八億円	三十億円	三十億円	二百二十八億円	五十九億円	五十一億円	一億円	五億円

（（利 第三付 三十国 十年庫 三）債 回 券 ）	（（利 第三付 三十国 十年庫 回）債 ） 券
二 ・ 〇 %	二 ・ 三 %
日 年 平 九 成 月 五 二 十 二	日 年 平 三 成 月 五 二 十 一
円 二 百 十 四 億	二 億 円